

所得税法の一部を改正する法律案 法人税法の一部を改正する法律案 租税特別措置法案 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案 信用保証協会法の一部を改正する法律案 厚生省設置法の一部を改正する法律案 昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案 同日本院は、左の議案を可決した旨衆議院に通知した。 国土開発総幹自動車道建設法案（第二十二回国会衆議院提出、第二十六回国会衆議院送付） 同日本院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 理科教振興法の一部を改正する法律案 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案 同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。 昭和二十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和二十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和二十九年	同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案 漁船再保険特別会計における給与保險の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律 所得税法の一部を改正する法律 法人税法の一部を改正する法律 租税特別措置法 国土開発総幹自動車道建設法 住宅金融公庫法の一部を改正する法律 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律 信用保証協会法の一部を改正する法律 厚生省設置法の一部を改正する法律 昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案 同日本院は、左の議案を可決した旨衆議院に通知した。 国土開発総幹自動車道建設法案（第二十二回国会衆議院提出、第二十六回国会衆議院送付） 同日本院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 理科教振興法の一部を改正する法律案 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案 同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。 昭和二十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和二十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和二十九年	外務省国際協力局長 宮崎 章君 同日内閣総理大臣から議長宛、外務省 國際協力局長宮崎章君（前掲の議長承認のとおり）を第二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。 同日外務省国際協力局長心傳森治樹君は同局長心得を免ぜられたので政府委員は自然消滅となつた。 ○議長（松野鶴平君） これより本日の会議を開きます。 日程第一、資金運用部預託金利率の特例に関する法律案 日程第二、中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案 日程第三、國稅定率法の一部を改正する法律案 日程第四、國稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（いづれも内閣提出、衆議院送付） 以上、四案を一括して議題とすることがあります。 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。大蔵委員長廣瀬久忠君。	昭和三十二年三月二十八日 衆議院議長 益谷 秀次 参議院議長松野鶴平殿
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案	中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案	中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案	中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。 よつて国会法第八十三条により送付する。	右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。 よつて国会法第八十三条により送付する。	二に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額（第八条第三項の規定による減額をしたときは、その減額した額を控除した金額）をもつて融資基金とする。	二に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額（第八条第三項の規定による減額をしたときは、その減額した額を控除した金額）をもつて融資基金とする。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。 よつて国会法第八十三条により送付する。	二に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額（第八条第三項の規定による減額をしたときは、その減額した額を控除した金額）をもつて融資基金とする。	二に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額（第八条第三項の規定による減額をしたときは、その減額した額を控除した金額）をもつて融資基金とする。	二に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額（第八条第三項の規定による減額をしたときは、その減額した額を控除した金額）をもつて融資基金とする。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案	中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案	中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案	中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十二年三月三十日 参議院会議

本案の、改正内容の概略を申し上げますと、第一点は、最近における経済状況等にかんがみ、昭和三十二年三月三十日以降に期限が到来する重要機械類、給食用ミルク等の免税措置、別表甲による小麦、A重油等の免税措置、別表乙による原油、カーボンブラック等の軽減措置を昭和三十三年三月三十日まで一年間延長し、ようとするものであります。第二点は、今回新しく閣内を新設し、鉄鋼、特殊鋼について、その需要が逼迫し、かつ本邦の生産価格より高価である場合には、政令をもつて昭和三十五年三月三十一日まで輸入されるものに限り、その関税等を軽減または免除することができることとしようとするものであります。その他、重要機械類の用途外使用の制限期間の短縮、放射性元素及びその化合物の免税品目追加等、所要の改正をしようとするものであります。

の教科用図書の給与に対する国補助により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたしました。

まず、資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一項を改正する法律案

中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案

関税率法の一部を改正する法律案

以上、三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって三案は、全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 次に、関税率法の一部を改正する法律の一項を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国補助に関する法律の一項を改正する法律案

日程第六、学校給食法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

第一条の各号列記以外の部分中「学齢児童」の下に「又は同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒」を、「同法第二十一一条第一項」の下に「(同法第四十条で準用する場合を含む。)」を加え、同条第一号中「学齢児童」の下に「又は学齢生徒」を加える。

附 則

この法律、昭和三十二年四月一日から施行し、昭和三十二年度において使用される教科用図書から適用する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

学校給食法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十二年三月二十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

学校給食法の一部を改正する法律案

学校給食法の一部を改正する法律

第七条第二項中「小学校」を「学校又は中学校」に、「児童」を「児童又は生徒」に改める。

昭和三十一年三月三十日 参議院会議録第二十一号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一件

三一八

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

委員長の報告を求めます。運輸委員長戸叶武君。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月二十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法(昭和二十三年法)の一部を改正する。

法律第百十二号の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「二四十銭」を「二四〇銭」に、「一四〇銭」を「一六〇銭」に、「五十銭」を「七十五銭」を「八十銭」に、「五十銭」を「五十五銭」に改める。

別表第一から第三までを次のように改める。

別表第一

第四条の規定による航路普通旅客運賃表

航 路 别	三 等 運 貨	二 等 運 貨
青森函館間	円 250	円 500
宇野高松間	60	120
仁方堺江間	170	340
宮島口宮島間	20	
大島小松港間	30	
下関門司港間	40	

別表第二

第六条第一項の規定による急行料金

種別	地 带 別	三 等 料 金	二 等 料 金	一 等 料 金
特別急行料金	400キロメートルまで	600	1,200	1,800
	800キロメートルまで	800	1,600	2,400
	1,200キロメートルまで	1,000	2,000	3,000
	1,200キロメートルを超えるもの	1,200	2,400	3,600
急行料金	300キロメートルまで	230	460	690
	600キロメートルまで	350	700	1,050
	900キロメートルまで	460	920	1,380
	1,200キロメートルまで	580	1,160	1,740
	1,200キロメートルを超えるもの	690	1,380	2,070
準急行料金	150キロメートルまで	70	140	210
	300キロメートルまで	120	240	360
	600キロメートルまで	180	360	540
	900キロメートルまで	230	460	690
	900キロメートルを超えるもの	290	580	870

昭和三十二年三月三十日 参議院会議録第二十一号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一件

別表第三

第七条第二項の規定による車扱貨物賃率表

(一グラムトンにつき)

等 キロ メートル 程	普						通						特 別		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
キロメートルまで 5	210	168	136	115	107	103	100	95	91	87	83	79	89	84	79
10	249	199	162	137	127	122	118	113	108	103	98	93	106	100	93
15	288	230	187	158	147	141	137	131	125	120	114	108	122	115	108
20	327	262	213	180	167	160	155	149	142	136	129	123	139	131	123
25	366	293	238	201	187	180	174	167	159	152	145	137	156	147	137
30	405	324	264	223	207	199	193	184	176	168	160	152	172	162	152
35	445	356	289	245	227	218	211	202	193	185	176	167	189	178	167
40	484	387	314	266	247	237	230	220	210	201	191	181	206	194	181
45	523	418	340	288	267	256	248	238	227	217	207	196	222	209	196
50	562	450	365	309	287	275	267	256	245	233	222	211	239	225	211
55	601	481	391	331	307	295	286	274	262	250	238	225	256	241	225
60	640	512	416	352	327	314	304	291	279	266	253	240	272	256	240
65	680	544	442	374	347	333	323	309	296	282	268	255	289	272	255
70	719	575	467	395	367	352	341	327	313	298	284	270	305	287	270
75	758	606	493	417	387	371	360	345	330	315	299	284	322	303	284
80	797	638	518	438	407	391	379	363	347	331	315	299	339	319	299
85	836	669	544	460	426	410	397	380	364	347	330	314	355	334	314
90	875	700	569	481	446	429	416	398	381	363	346	328	372	350	328
95	915	732	594	503	466	448	434	416	398	380	361	343	389	366	343
100	954	763	620	524	486	467	453	434	415	396	377	358	405	381	358
110	1,000	800	650	550	510	490	475	455	435	415	395	375	425	400	375
120	1,046	837	680	575	534	513	497	476	455	434	413	392	445	419	392
130	1,093	874	710	601	557	535	519	497	475	453	432	410	464	437	410
140	1,139	911	740	626	581	558	541	518	495	473	450	427	484	456	427
150	1,185	948	770	652	604	581	563	539	516	492	468	444	504	474	444
160	1,232	985	801	677	628	603	585	560	536	511	486	462	523	493	462
170	1,278	1,022	831	703	652	626	607	581	556	530	505	479	543	511	479
180	1,324	1,059	861	728	675	649	629	603	576	550	523	497	563	530	497
190	1,371	1,096	891	754	699	672	651	624	596	569	541	514	582	548	514
200	1,417	1,133	921	779	723	694	673	645	616	588	560	531	602	567	531
210	1,463	1,170	951	805	746	717	695	666	636	607	578	549	622	585	549
220	1,509	1,207	981	830	769	739	717	686	656	626	596	566	641	603	566
230	1,555	1,244	1,010	855	793	762	733	707	676	645	614	583	661	622	583
240	1,600	1,280	1,040	880	816	784	760	728	696	664	632	600	680	640	600
250	1,646	1,317	1,070	905	840	807	782	749	716	683	650	617	700	659	617
260	1,692	1,354	1,100	931	863	829	804	770	736	702	668	635	719	677	635
270	1,738	1,390	1,130	956	886	852	826	791	756	721	687	652	739	695	652
280	1,784	1,427	1,160	981	910	874	847	812	776	740	705	669	758	714	669
290	1,830	1,464	1,189	1,006	933	897	869	833	796	759	723	686	778	732	686
300	1,876	1,501	1,219	1,032	957	919	891	853	816	778	741	703	797	750	703
310	1,922	1,537	1,249	1,057	980	942	913	874	836	798	759	721	817	769	721
320	1,968	1,574	1,279	1,082	1,003	964	935	895	856	817	777	738	836	787	738
330	2,014	1,611	1,309	1,107	1,027	987	956	916	876	836	795	755	856	805	755
340	2,059	1,647	1,339	1,133	1,050	1,009	978	937	896	855	813	772	875	824	772
350	2,105	1,684	1,368	1,158	1,074	1,032	1,000	958	916	874	832	790	885	842	790
360	2,151	1,721	1,398	1,183	1,097	1,054	1,022	979	936	893	850	807	914	860	807
370	2,197	1,758	1,428	1,208	1,121	1,077	1,044	1,000	956	912	868	824	934	879	824
380	2,243	1,794	1,458	1,234	1,144	1,099	1,065	1,021	976	931	886	841	953	897	841
390	2,289	1,831	1,488	1,259	1,167	1,122	1,087	1,041	996	950	904	858	973	916	858
400	2,335	1,868	1,518	1,284	1,191	1,144	1,109	1,062	1,016	969	922	876	992	934	876
410	2,380	1,904	1,547	1,309	1,214	1,166	1,130	1,083	1,035	988	940	892	1,011	952	892
420	2,425	1,940	1,576	1,334	1,237	1,188	1,152	1,103	1,055	1,006	958	909	1,030	970	909
430	2,470	1,976	1,605	1,358	1,260	1,210	1,173	1,124	1,074	1,025	976	926	1,050	988	926

440	2,515	2,012	1,635	1,883	1,283	1,232	1,195	1,144	1,094	1,044	993	943	1,069	1,006	943
450	2,560	2,048	1,664	1,408	1,306	1,254	1,216	1,165	1,114	1,062	1,011	960	1,088	1,024	960
460	2,605	2,084	1,693	1,433	1,329	1,277	1,237	1,185	1,133	1,081	1,029	977	1,107	1,042	977
470	2,650	2,120	1,723	1,458	1,352	1,299	1,259	1,206	1,153	1,100	1,047	994	1,126	1,060	994
480	2,695	2,156	1,752	1,482	1,375	1,321	1,280	1,226	1,172	1,119	1,065	1,011	1,145	1,078	1,011
490	2,740	2,192	1,781	1,507	1,398	1,343	1,302	1,247	1,192	1,137	1,082	1,028	1,165	1,096	1,028
500	2,785	2,228	1,810	1,532	1,421	1,365	1,323	1,267	1,212	1,156	1,100	1,045	1,184	1,114	1,045
525	2,895	2,316	1,882	1,592	1,476	1,418	1,375	1,317	1,259	1,201	1,143	1,086	1,230	1,158	1,086
550	3,004	2,403	1,953	1,652	1,532	1,472	1,427	1,367	1,307	1,247	1,187	1,127	1,277	1,202	1,127
575	3,114	2,491	2,024	1,713	1,583	1,526	1,479	1,417	1,354	1,292	1,230	1,168	1,323	1,245	1,168
600	3,223	2,579	2,059	1,773	1,644	1,579	1,531	1,467	1,402	1,338	1,273	1,209	1,370	1,289	1,209
625	3,333	2,666	2,166	1,833	1,700	1,633	1,583	1,516	1,450	1,383	1,316	1,250	1,416	1,333	1,250
650	3,442	2,754	2,237	1,893	1,756	1,687	1,635	1,566	1,497	1,429	1,360	1,291	1,463	1,377	1,291
675	3,552	2,841	2,308	1,953	1,811	1,740	1,687	1,616	1,545	1,474	1,403	1,332	1,509	1,421	1,332
700	3,661	2,929	2,380	2,014	1,867	1,794	1,739	1,666	1,593	1,519	1,446	1,373	1,556	1,464	1,373
725	3,771	3,016	2,451	2,074	1,923	1,848	1,791	1,716	1,640	1,565	1,489	1,414	1,602	1,508	1,414
750	3,880	3,104	2,522	2,134	1,979	1,901	1,843	1,765	1,688	1,610	1,533	1,455	1,649	1,552	1,455
775	3,990	3,192	2,593	2,194	2,035	1,955	1,895	1,815	1,735	1,656	1,576	1,496	1,695	1,596	1,496
800	4,099	3,279	2,664	2,254	2,090	2,009	1,947	1,865	1,783	1,701	1,619	1,537	1,742	1,640	1,537
825	4,209	3,367	2,735	2,315	2,146	2,062	1,999	1,915	1,831	1,747	1,662	1,578	1,788	1,683	1,578
850	4,318	3,454	2,807	2,375	2,202	2,116	2,051	1,965	1,878	1,792	1,706	1,619	1,835	1,727	1,618
875	4,427	3,542	2,878	2,435	2,258	2,169	2,103	2,014	1,926	1,837	1,749	1,660	1,882	1,771	1,660
900	4,537	3,629	2,949	2,495	2,314	2,223	2,155	2,064	1,974	1,883	1,792	1,701	1,928	1,815	1,701
925	4,646	3,717	3,020	2,555	2,370	2,277	2,207	2,114	2,021	1,928	1,835	1,742	1,975	1,859	1,742
950	4,756	3,805	3,091	2,616	2,425	2,330	2,259	2,164	2,069	1,974	1,879	1,783	2,021	1,902	1,783
975	4,865	3,892	3,162	2,676	2,481	2,384	2,311	2,214	2,116	2,019	1,922	1,825	2,068	1,946	1,825
1,000	4,975	3,980	3,234	2,736	2,537	2,438	2,363	2,264	2,164	2,065	1,965	1,866	2,114	1,990	1,866
1,050	5,194	4,155	3,376	2,857	2,649	2,545	2,467	2,363	2,259	2,155	2,062	1,948	2,207	2,077	1,948
1,100	5,413	4,330	3,518	2,977	2,760	2,652	2,571	2,463	2,355	2,246	2,138	2,030	2,300	2,165	2,030
1,150	5,632	4,505	3,660	3,097	2,872	2,760	2,675	2,562	2,450	2,337	2,225	2,112	2,393	2,253	2,112
1,200	5,851	4,680	3,803	3,218	2,984	2,867	2,779	2,662	2,545	2,428	2,311	2,194	2,486	2,340	2,194
1,250	6,070	4,856	3,945	3,338	3,095	2,974	2,883	2,762	2,640	2,519	2,398	2,276	2,579	2,428	2,276
1,300	6,289	5,031	4,087	3,459	3,207	3,081	2,987	2,861	2,735	2,610	2,484	2,358	2,672	2,515	2,358
1,350	6,508	5,206	4,230	3,579	3,319	3,189	3,091	2,961	2,831	2,701	2,570	2,440	2,765	2,603	2,440
1,400	6,726	5,381	4,372	3,699	3,430	3,296	3,195	3,060	2,926	2,791	2,657	2,522	2,859	2,691	2,522
1,450	6,945	5,556	4,514	3,820	3,542	3,403	3,299	3,160	3,021	2,882	2,743	2,605	2,952	2,778	2,605
1,500	7,164	5,731	4,657	3,940	3,654	3,511	3,403	3,260	3,116	2,973	2,830	2,687	3,045	2,866	2,687
1,550	7,383	5,906	4,799	4,061	3,765	3,618	3,507	3,359	3,212	3,064	2,916	2,769	3,138	2,953	2,769
1,600	7,602	6,082	4,941	4,181	3,877	3,725	3,611	3,459	3,307	3,155	3,003	2,851	3,231	3,041	2,851
1,650	7,821	6,257	5,084	4,302	3,939	3,832	3,715	3,559	3,402	3,246	3,089	2,933	3,324	3,128	2,933
1,700	8,040	6,432	5,226	4,422	4,100	3,940	3,819	3,658	3,497	3,337	3,176	3,015	3,417	3,216	3,015
1,750	8,259	6,607	5,368	4,542	4,212	4,047	3,923	3,758	3,593	3,428	3,262	3,097	3,510	3,304	3,097
1,800	8,478	6,782	5,511	4,663	4,324	4,154	4,027	3,857	3,688	3,518	3,349	3,179	3,603	3,391	3,179
1,850	8,697	6,957	5,653	4,783	4,435	4,262	4,131	3,957	3,783	3,609	3,435	3,261	3,696	3,479	3,261
1,900	8,916	7,133	5,795	4,904	4,547	4,369	4,235	4,057	3,878	3,700	3,522	3,344	3,739	3,566	3,344
1,950	9,135	7,308	5,937	5,024	4,659	4,476	4,339	4,156	3,974	3,791	3,608	3,426	3,882	3,654	3,426
2,000	9,354	7,483	6,080	5,145	4,770	4,583	4,443	4,256	4,069	3,882	3,695	3,508	3,975	3,741	3,508
2,050	2,573	7,658	6,222	5,265	4,882	4,691	4,547	4,356	4,164	3,973	3,781	3,590	4,068	3,829	3,590
2,100	9,792	7,833	6,364	5,385	4,994	4,798	4,651	4,455	4,259	4,064	3,868	3,672	4,161	3,917	3,672
2,150	10,011	8,008	6,507	5,506	5,105	4,905	4,755	4,555	4,355	4,154	3,954	3,754	4,254	4,004	3,754
2,200	10,230	8,184	6,649	5,626	5,217	5,013	4,859	4,654	4,450	4,245	4,041	3,836	4,347	4,092	3,836
2,250	10,449	8,359	6,791	5,747	5,329	5,120	4,963	4,754	4,545	4,336	4,127	3,918	4,440	4,179	3,918
2,300	10,668	8,534	6,934	5,867	5,440	5,227	5,067	4,854	4,640	4,427	4,214	4,000	4,533	4,267	4,000
2,350	10,887	8,709	7,076	5,988	5,552	5,334	5,171	4,953	4,736	4,518	4,300	4,083	4,626	4,354	4,083
2,400	11,105	8,884	7,218	6,108	5,664	5,442	5,275	5,053	4,831	4,609	4,387	4,165	4,720	4,442	4,165
2,450	11,324	9,059	7,361	6,228	5,775	5,519	5,379	5,153	4,926	4,700	4,473	4,247	4,813	4,530	4,247
2,500	11,543	9,234	7,503	6,349	5,887	5,656	5,483	5,252	5,021	4,791	4,560	4,329	4,906	4,617	4,329
2,550	11,762	9,410	7,645	6,469	5,999	5,764	5,587	5,352	5,117	4,881	4,646	4,411	4,998	4,705	4,411
2,600	11,981	9,585	7,788	6,590	6,110	5,871	5,691	5,451	5,212	4,972	4,733	4,493	5,092	4,792	4,493

昭和二十二年三月三十日 参議院会議録第二十一号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一件

2,650	12,200	9,760	7,930	6,710	6,222	5,978	5,795	5,551	5,207	5,065	4,819	4,575	5,185	4,880	4,575
2,700	12,419	9,935	8,072	6,830	6,384	6,085	5,899	5,651	5,402	5,154	4,806	4,657	5,278	4,968	4,657
2,750	12,638	10,110	8,215	6,951	6,445	6,193	6,003	5,750	5,498	5,245	4,992	4,739	5,371	5,055	4,739
2,800	12,857	10,285	8,357	7,071	6,557	6,300	6,107	5,850	5,593	5,336	5,079	4,821	5,464	5,143	4,821
2,850	13,076	10,461	8,499	7,192	6,669	6,407	6,211	5,950	5,688	5,427	5,165	4,904	5,557	5,230	4,904
2,900	13,295	10,636	8,641	7,312	6,780	6,515	6,315	6,049	5,783	5,517	5,252	4,986	5,650	5,318	4,986
2,950	13,514	10,811	8,784	7,433	6,892	6,622	6,419	6,149	5,879	5,608	5,338	5,068	5,743	5,405	5,068
3,000	13,733	10,986	8,926	7,553	7,004	6,729	6,523	6,248	5,974	5,699	5,425	5,150	5,836	5,493	5,150
以上50キロメートルまでを増すことに	219	175	142	120	112	107	104	99	95	91	87	82	93	88	82

附 則

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

港湾法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。
昭和三十三年三月二十八日

港湾法の一部を改正する法律案
港湾法の一部を改正する法律
港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）の一部を次のように改正する。
第四十二条第一項に次のたゞし書を加える。

（但し）その工事が企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第一項の規定による事業者の申請に係るものである場合において、同条第二項後段の規定による負担金の額がその工事に要する費用の額の十分の五であるときの（国）の負担割合は十分の一・五とし、その負担金の額がその工事に要する費用の額の十分の五をこえるときの（国）の負担割合は別に法律で定める。

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附
則

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例

二十一号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一件

に關する法律（昭和三十一年法律第九十九号）が效力を有する間は、改正後の第四十二条第一項ただし書中「十分の二・五」とあるのは、「十分の三」とする。

次に改正のおもな点を申し上げますと、第一点は、普通旅客運賃の三等の料金地帯を改訂しました。行料金、準急行料金を右に準じて引き上げております。また、特別急行料金については、料金地帯を改訂しました。結果、乗車距離によつては、若干変更が生じて参ることになります。次に、貨物につきましては、法律別表第三の車扱い貨物運賃の改正を行い、これをおおむね一三%程度引き上げました。が、この改正に当つて、海陸輸送の調整及び鉄道輸送原価を加味し、遠距離通減率の通減の停止を八百キロから五百キロに改めました。その他、国鉄においては、この法律改正に際し、定期券の割引率の引き下げを行なつていますが、通学定期の割引率は現行据え置きになつております。なお、青函並びに鶴門航路の貨物営業キロ程の修正や、貨物の取扱い制度につき、重量減トン制度の改正等、利用者の利便をはかることがあります。

酷使によるもので、その取りかえは政府の責任においてなすべきであり、また、国鉄の公共的性格による新線建設並びに政策運賃のことときは、國家の政策によるものであるから、これまた国家が負担すべきであるとなるものであります。なお、国鉄に課せられている納付金のことときは、間接税的なもので國民にとっては一種の増税であり、廃止すべきであるとの意見、その他、貨物特別割引制度の是正、經營の合理化等により、その必要資金の捻出をはかるべきであるとの意見もありました。なお、本法律案に関しては、農林水産委員会より、「農林水産物資の実情にかんがみ、遠距離通減、北海道物資に対する割引、その他の各種特定期引等の軽減措置は、すべてこれを強化し、農林水産業の發展と民生の安定に寄与すべきであるから、特に考慮の方を要望する」旨の申し入れがありました。

委員会におきましては、本法律案について、三月二十日より連日熱心に審議が行われましたが、質疑におけるおもな事項は次の通りであります。

まず第一は、運賃値上げの目的及びその効果についてであり、次は、今回の運賃値上げの基調をなす五カ年計画の検討、なほんすぐ要員の充足、資材の手当、資金の調達に關する事項であります。次は、政府の自立經濟五カ年計画と國鉄の五カ年計画との関係、並びに日本經濟の現状に對応すべき交通政策のあり方についてであります。

次は、運賃値上げの物価並びに国民生活に及ぼす影響についてであります。

と、その目的について、政府の答弁は、「国鉄の累積した老朽施設の取りかえと輸送力増強並びに鉄道近代化の推進をはかるための五ヵ年計画の達成にあり」とのことでありましたが、これに対し、要員、資材並びに資金の調達についての懸念から、各委員より、こゝでも熱心な質疑が行われました。が、要員の点に關しては、政府並びに国鉄当局より、「経営の合理化及び配置転換等により、その充足に努力する」との答弁がありました。次に、国鐵五ヵ年計画と自立経済計画につきましては、宇田国務大臣より詳細な答弁がありました。が、国鐵五ヵ年計画の年率の伸びを四・五%と見た点、その他、国鉄以外の輸送機関との間の輸送の配分等につき質疑が行われ、この点に關しては、関係大臣及び国鉄当局より、それぞれ本計画樹立に至る経過について答弁がありました。が、国鐵の貨物輸送の配分は、「計画完成時に、ほぼ全輸送機関の五二・六%の輸送の分担を受け持つ計画である」とのことでありました。なお、五ヵ年計画が完成したときの輸送の伸びについての答弁としては、「旅客は一三九%、貨物は一三四%になり、現状より輸送が緩和される」とのことでありましたが、これらの点については、各委員より、相当の質疑が行われました。次に、物価に關する点であります。が、これにつきましては、大蔵大臣より、「自由經濟のもとにおいて、各産業の伸びがある場合には、中間で吸収されるのが普通である」との趣旨の答弁がありましたが。最後に、「国鉄はその公共的性格にかんがみ、收支を度外視して施行す

べき性質のものもあるので、老朽施設設備の取りかえ、新線建設等、施設の拡張に要する資金は、運賃値上げによらず、國の財政的助成によるべきではないか」との質疑に対して、運輸、大蔵両大臣より、「全額國の出資である公共企業体としての國鉄の現状においては、今日の段階において、この程度の収支の不足は財政的投融資によるよりも、これを利用する者の負担による」とを適当と認めたとの答弁がありました。その他、國鉄の経営合理化に關し、財産管理、車両の新造計画、電化、燃料問題等、國鉄經營の各般の事項に關し、詳細にわたり質疑が行われました。これらは会議録により御承知願います。なお、このたびの運賃値上げによる農林水産物資の影響について質疑を行いましたところ、これらの物資については、特別の措置を講ずることにいたす旨詳細な答弁がありました。だが、この点も会議録につき御承知願います。

り増加する工事量並びに業務量の増加に対し、要員措置がなされていない」という理由として、「今日の経済発展の隘路の一つである國鐵の輸送力を打開し、拡大することは、日本經濟のため緊急を要することであり、五ヵ年計画の資金の一部を利用者の負担として運賃値上げに求ることは適切な措置であり、また、この措置によって輸送調整がはかられていることも妥当な措置である。なお、五ヵ年計画の実施により輸送が円滑となり、物資の流通がひんぱんになることは、インフレのおそれもなくなると思うので、この改正案には賛成である」との意見の開陳がありました。さらに、これに加えて、政府並びに國鐵に対し、「經營の合理化を一そら強化し、あわせて五ヵ年計画をさらに拡大することを要望する」旨述べられました。次に、日本共産党を代表して岩間委員より、「政府並びに國鐵は、経済発展のための隘路打開のため五ヵ年計画を樹立したと言らが、この計画は、机上のプランで、その言ふところの輸送の緩和も微々たるものであり、また、その隘路打開と称するのは、独占資本の隘路打開の感がある。また、五ヵ年計画の実施に当つては、倍加する工事量について、要員の充足には何らの施策もなく、資材の入手計画も確立せられておらず、要するに、五ヵ年計画は動搖性のある非科学的根柢に立っている。かつ総合的交通政策も考慮されておらない。かくのごとき五ヵ年計画により、運賃値上げをなさんとするがときは、大衆に奉仕

次に、そのおもなる要旨について申し上げますと、次の通りであります。すなわち現行港湾法は、重要な港湾の基本的施設の工事費用につきましては、国と港湾管理者がそれぞれ五割ずつ負担することを定めておりますが、この改正案におきましては、企業者が五割を負担する場合は、国と港湾管理者の負担割合を二割五分之にするることを原則にしたものであります。しかしながら、地方財政の再建に資するため、その財政負担の軽減をはかるための臨時立法である地方財政の再建等の臨時特別に属する法律が効力を有する限りは、国が三割、港湾管理者が二割の負担割合としようとするものであります。質疑に入りましたところ、「この改正法律案の運用に関する申請者の申出と工事の実施等につきまして種々質疑が行われたのであります。これらの質疑に対し、政府委員より、「事業者により改正法律案による申請があつた場合は、当該工事が、事業者の企業合理化に役立ち、また一般公衆の利益にもなる場合には実施することとした」という趣旨の答弁がありましたほか、改正法律案の運用に関する事項につき若干の答弁がありました。

であり、反対に、独占資本の独占物資と賣われる貨物運賃は、ほとんど大多數が運賃原価主義を著しく下回るものであります。かくのことく、独占資本の物資輸送は犠牲運賃をもつてし、そのために生じたる赤字を労動大衆の近距離運賃の黒字をもつてカバーするといふ連賃制度を、今回の値上げをもつて、さらにその不合理を拡大せんとしているので、われわれは、かかる無謀なる法律案を断じて許し得ないのであります。（拍手）いわんや、國鉄運賃値上げが、直接間接インフレを助長する要因となり、国民生活に多大の悪影響を及ぼし、なんんなく低収入大衆に重大なる犠牲を強要するものであるから、この際、わが党はこれを許すことできないのであります。

正な管理運営により、決算委員会で採択された幾多の事件を大胆に勇敢に、しかも誠実に履行することによって、国鉄の財政基礎は一段と強化されるのでありますよ。私はここに国民の名において、強く要望してやまないところであります。政府は、わが国経済発展と国民生活安定のために、すみやかにかかる無謀なる国鉄運賃値上げ案を撤回し、社会党修正意見によつて、目的を達成すべきであると信します。これに対し、諸君の御賛成、御協力を望み、私の反対討論を終る次第であります。(拍手)

正な管理運営により、決算委員会で採択された幾多の事件を大胆に勇敢に、しかも誠実に履行することによって、国鉄の財政基礎は一段と強化されるのでありますよ。私はここに国民の名において、強く要望してやまないところであります。政府は、わが国経済発展と国民生活安定のために、すみやかにかかる無謀なる国鉄運賃上げ案を撤回し、社会党修正意見によつて、目的を達成すべきであると信じます。

これに対し、諸君の御賛成、御協力を望み、私の反対討論を終る次第であります。(拍手)

ことを非難しております。また、運営費の増加による諸物価の騰貴が家庭に及ぼす影響を心配しております。危険なトネルや鉄橋、車両等は早く直してもらいたい。あの混雑を少しでも緩和してもらいたい。そのため金が必要なことはわかりますが、その金は、もつと国鉄の經營を上手にし、節約すれば出てくるだろうと婦人たちは考へております。

国鉄は約二兆一千億円の資産を持ち、一年の取支が約五千億円、職員が四十四万六千七百二十五人という膨大な企業であります。私のような數字方に暗いところには、なかなかわかりません。運輸委員会は、国鉄の幹部だった方々、国鉄労組の幹部だった大衆の立場に立って、素朴な質問を運

ことを非難しております。また、運営費の増加による諸物価の騰貴が家庭に及ぼす影響を心配しております。危険なトンネルや鉄橋、両等は早く直してもらいたい。あの混雑を少しでも緩和してもらいたい。そのため金が必要なことはわかりますが、その金は、もつと国鉄の經營を上手にして、節約すれば出てくるだろ」と婦人たちは考へております。

の三百六十億円全部を生み出します。は無理かもしません。

第二に、国鉄の經營の現状を見ますと、旅客の収入は黒字であるのに、貨物が赤字となっております。貨物には、いろいろな割引制度があり、大企業の資材等の運賃が相当安くなつていて、業の資材等の運賃が相当安くなつていて、九一%までが三等旅客であります。旅客の運賃は、そ
れより下ります。従つてその大衆の負担が大企業を助ける結果になり、不合理だと思います。それで、赤字の貨物運賃だけを値上げしたらよいのではないかという意見が出でてくるのではないかと思います。

第三に、国鉄の經營状態を路線で見ますと、二百二十七線のうち、黒字はわずか十四線、すなわち一七%だけです、あと八三%が赤字となつております。黒字で一番もうかつてているのは、定員の三倍も乗せている山手線であります。その次が東海道線であります。

の三百六十億円全部を生み出します。は無理かもしません。

第二に、国鉄の經營の現状を見ますと、旅客の収入は黒字であるのに、貨物が赤字となっております。貨物には、いろいろな割引制度があり、大企業の資材等の運賃が相当安くなっています。旅客の運賃は、そろようであります。旅客の運賃は、そろ九一%までが三等旅客であります。従つてその大衆の負担が大企業を助けた結果になり、不合理だと思います。それで、赤字の貨物運賃だけを値上げしたらよいのではないかといふ意見が出でてくるのではないかと思います。

もはどうしても納得ができません。ことに、そうした赤字線の中には、いわゆる選挙地盤の擁護のためのものが相当あると言われております。これでは、国鉄の独立採算制、原価主義といふものは、私は成り立たないと思います。

国鉄が、日本の経済産業の発展の立場から、また国民の利便を考えて建設され、運営されることは当然だと思います。しかし、それであれば、政府はそのまま、そのための資金を出資するなり、利子補給等をなすべきだと思います。池田大臣は、国民の税金だから同じことだと言わされました。政府は、その税金を電源開発会社に出資しておりますし、また船会社に利子補給として多額に出しております。また、一部の国民しか乗らない日本航空会社に対し、毎年出資をしておるではありませんか。しかるこ、国鉄に対する

円との差、百六十一億円については、固定資産による納付金七十五億円中、昨年と同額の三十七億円を納付するところいたし、さらに三十八億円を浮かし、他方、本年度は五ヵ年計画の初年度であるから、物資調達の困難、要員不足、その他諸般の情勢を考慮して、工事勘定一千六十九億円中、百億円程度減額することが適当なりと考えられるのであります。かくのこととするならば、運賃値上げを取りやめても、なおかつ、国鉄のいわゆる五ヵ年計画はりっぱに遂行できるではありませんか。従つて、運賃値上げを用いずに、適切なる五ヵ年計画初年度の事業は、これを遂行し得るはずであります。さらに、国鉄当局において解決すべき基礎的問題を切り、国鉄資本の確

今度の汽車質の値上げに対しても、民の各層が強く反対していることはばく様御承知の通りでございますが、家の財布を預かっております、主婦たちの反対をいたしております。(拍手) 家庭会、大阪主婦の会及び全国に七百万の会員を持つております全国地域婦人連絡協議会の四団体が、国会、政府、国鉄当局に反対の陳情をいたしております。それらの文書によりますと、婦人たちは、洞爺丸、紫雲丸、参宮線等の事故や、朝夕のラッシュ時におる殺人的な混雑、サービスの低下等を初め、いわゆる鉄道会館問題、外郭団体、トンネル会社の問題、国鉄從業員家賃、労働条件、生活費、

輸当局並びに国鉄当局にいたしました。そして私としては、次のような論に達したのであります。

第一に、婦人団体が取り上げておられます。運輸大臣が任命されました國鐵の經營調査会の七ヶ月にわたつての調査の結果、國鐵に対し、血のにじむような經營合理化の要望が行われ、それがある程度実行されておるようあります。しかし、まだまだ合理化する余地がある多分にあるとの印象を受けました。それは、たまたま衆議院決算委員会で発表されましたガード下の鉄道用地の問題なんかが、それを明らかに示して下さいます。もつとも、この合理化並びに節約で、國鐵が今度の平均一割三分

ます。どうしてこんなに赤字線が多のかとの質問に対しまして、当局は、国鉄が公共企業体として、日本の産業・経済の発達のために、また国民の利便性をはかるために、やむを得ないといたしました。なお、新しく十四年線が目下建設中でありますて、三十二年度には、そのため七十億円の予算を計上しておりますが、それらの新線ができましても、營業収支の予定は、約半額、すなわち三、四十億持ち出しの赤字となつております。新線の建設は、政府に設置されておりまする鉄道審議会で決定されるわけであります。ですが、初めから赤字を承知で新線を建設しておるのであります。そして、その赤字の穴埋めを一般旅客の運賃値

は、昨年とほとんど同額の三百十五億円——鉄道債券によるもの二百三十五億、資金運用部よりの借り入れ八十億円——を認めただけでありまして、その点に私は不満を持つものであります。五ヵ年計画の第一年度に生ずる赤字の全額を、運賃の値上げによることとしておるのは賛成できません。すなわち私は、輸送力の増強の必要は認めますが、その費用は、国鉄経営の合理化によって支弁すべきである。それでも足りない場合には、政府が出資すべきで、運賃の値上げによるべきではないというのが、私の反対の理由であり、婦人団体初め、大衆の言わんとするところだと私は思います。

なお、鉄道運賃の値上げが、家計及び物価に及ぼす影響については、大臣、運輸大臣、国鉄当局とも、大し

たことはないと、数字をあげて説明をしておられます。サラリーマン、勤労者、学生のある家庭では、相当の負担増となります。物価へのはね返り

も、これに便乗するものが起つて参りますので、主婦たちは、それをおそれております。汽船も上つた、電気料も上がるのではないかということで、買いためをするということになれば、物価をつり上げ、インフレに導いて参ります。その点を政府は特に御注意を願いたいと思います。

最後に、去る三月二十三日に行われました國鉄労組の抜き打ちストについて、一言つけ加えたいと思います。あのストは、全國の國民大衆に非常な迷惑を及ぼしました。それが運賃値上げとからんで、いまだに大衆を憤慨させていることは、ラジオの街頭録音その

他がよく示しております。どうしてあいう事態が起つたかについて、委員会で当局から弁明がございました。しかし、私は一番に、国鉄労組の方々に対しても、理由がいかがであろうと、敵に回すようなああしたストを再び起さないよう、この際、深く反省していただきたいと思います。第二に、運輸省当局及び国鉄当局も、あいう事態を引き起したことについて、国民に対して当然その責任を痛感していただきたいと思います。第三に、運輸省当局及び国鉄当局も、あいう事態の起らないようにしていただきたい。また国鉄に対する国民の信頼を取り戻すよう、努力されんことを切望しまして、私の討論を終ります。

(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 次に、港湾法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二 小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案

一、日程第三 國稅定率法の一部を改正する法律案

一、日程第四 國稅定率法の一部を改正する法律案

一、日程第五 就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国庫の補助に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第六 学校給食法の一部を改正する法律案

一、日程第七 自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第八 國有鉄道運賃法の一
部を改正する法律案

一、日程第九 港湾法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議員	早川 慎一君	松野 鶴平君	島村 軍次君	小西 英雄君
廣瀬 竹下 豊次君	村上 義一君	佐藤 伸弘君	横山 フク君	佐藤清一郎君
久忠君 武藤 常介君	豊尾 豊君	谷口 弥三郎君	白井 勇君	神原 亨君
		鈴木 万平君	小幡 治和君	山本 光治君
		大谷 信三君	寺本 廣作君	館 哲二君
		古池 信三君	大谷 翁潤君	岡崎 真一君
		上原 正吉君	大谷 享弘君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	小山邦太郎君
		上原 正吉君	大谷 勝太郎君	石坂 豊一君
		古池 信三君	大谷 勝太郎君	西郷吉之助君
		上原 正吉		

安部 清美君	松澤 靖介君
椿 繁夫君	阿木根 登君
海野 三朗君	中村 正雄君
矢嶋 三義君	相馬 助治君
小林 孝平君	小酒井 義男君
永岡 光治君	松浦 清一君
高田 なほ子君	片岡 文重君
重盛 壽治君	羽生 三七君
岡田 宗司君	佐多 忠隆君
山下 義信君	清澤 優英君
棚橋 小虎君	内村 宮澤
国務大臣	清次君
運輸大臣	胤勇君
政府委員	宮澤 良吉君
大蔵政務次官	足立 篤郎君
文部政務次官	稻葉 修君
通商産業	長谷川 四郎君
運輸省港湾局長	天埜 良吉君
運輸省鉄道監督局長	權田 良彦君
放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求める件	[第十七号参照]

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十日

通信委員長 劍木 亨弘

参議院議長 松野鶴平殿

横川 正市

石坂 豊一 新谷寅三郎

前田佳都男 最上 英子

宮田 重文 奥 むめお

横川 信夫

多数意見者署名

（第1号）

昭和三十一年度一般会計予算補正（第1号）

昭和三十一年度特別会計予算補正（特第1号）

昭和三十一年度一般会計予算補正（特第2号）

昭和三十一年度政府関係機関予算補正（機第1号）

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年度三月二十二日	予算委員長 苫米地義三
参議院議長 松野鶴平殿	多数意見者署名
安井 謙	迫水 久常
泉山 三六	石坂 豊一
青柳 秀夫	左藤 義詮
小山邦太郎	木村篤太郎
高橋進太郎	新谷寅三郎
関根 久藏	苦米地英俊
成田 一郎	吉田 萬次
林田 正治	野本 品吉
土田国太郎	豊田 雅孝
森 八三一	小林 武治
野村吉三郎	吉田 萬次
佐藤清一郎	武藤 常介
加賀山之雄	柴田 栄
田村 文吉	梶原 茂嘉

昭和三十一年度一般会計予算補正（第1号）	一、委員会の決定の理由
昭和三十一年度特別会計予算補正（特第1号）	昭和三十一年度一般会計予算補正（第1号）及び昭和三十一年度特別会計予算補正（特第1号）は、昭和三十一年度における経済好況に伴う一般会計の増収の一部を産業投資特別会計に新たに設ける資金へ繰入れるとともに、所得税及び法人税の増収に伴う地方交付税の増加額に相当する額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れることを内容とするものであり、昭和三十一年度一般会計予算補正（第2号）、昭和三十一年度特別会計予算補正（特第2号）、及び昭和三十一年度政府関係機関予算補正（機第1号）は、社会保障関係費、義務教育費、國庫負担金、旧軍費、人遺族等恩給費、沖縄関係特別措置と認める。
昭和三十一年度政府関係機関予算補正（機第1号）	これらの予算補正により、一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに、五百四十七億二千九百七十五万三千円を增加して、歳入歳出ともに、一兆八百九十六億五千二百二十七万三千円となり、特別会計予算の総額は、歳入歳出ともに、百十億五千二百九万一千円を増加して、歳入二兆二千百五十四億五千三百萬円、歳出二兆一千七十四億四千二百五十二万六千円となる。
昭和三十一年度特別会計予算補正（特第1号）	なお、政府関係機関予算については、予算総額の一部を補正したのみで、収入支出とも、当初予算額に変更がない。
昭和三十一年度一般会計予算補正（第2号）	（注）良質紙は二十円 （注）良質紙は二十円